

第22期第11回高知海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催日時 令和4年3月23日(水) 14時00分から15時01分まで
- 2 開催場所 高知市本町5丁目3-20 高知共済会館 3階「桜」
- 3 出席委員 前田浩志、澳本健也、小笠原利幸、木下清、中川幸成、畠中悠、
前田嘉広、山崎國光、石田実、蔭山純由、益本俊郎、中澤芳江(計12名)
- 欠席委員 浦尻和伸、問可証善、川竹佳子
- 署名委員 木下清、益本俊郎
- 県出席者 水産振興部 松村部長、西山副部長
漁業管理課 池課長
- 事務局 織田事務局長、井上次長、近澤チーフ、谷口主幹、渡邊主査、加藤主事

4 審議事項

第1号議案 漁業の許可又は起業の認可方針の一部改正について(小型機船底びき網漁業、三枚網漁業、潜水器漁業、小型定置網漁業)

第2号議案 制限措置の一部変更について(三枚網漁業、潜水器漁業、小型定置網漁業)

第3号議案 定置漁業の免許について(土佐清水市貝の川沖)

第4号議案 定置漁業の保護区域に関する委員会指示について(土佐清水市貝の川沖)

第5号議案 浦ノ内湾におけるあさりの採捕の承認について

5 報告事項

(1) 令和3管理年度における漁獲可能量(くろまぐろ)の変更について

6 議事内容

織田事務局長

定刻となりましたが、会議を始める前に、いくつかご案内いたします。まず、前回に続きまして、新型コロナウイルス感染症対策のため、Web会議併用といたしました。

つぎに、4月1日付けの県の人事異動の発表についてご説明いたします。漁業管理課の池課長が内水面漁業センター所長へ異動します。その後任として、漁業振興課の浜渦課長が着任します。また、私、事務局長の織田が中央漁業指導所長へ異動し、その後任として、内水面漁業センターから飯田所長が着任します。そして事務局職員の加藤主事が幡多土木事務所へ異動し、その後任として須崎県税事務所から坂本主事が着任します。

それでは、これより第11回高知海区漁業調整委員会を開催いたします。委員定数15名の内、出席委員は12名で、高知海区漁業調整委員会会議規則第4条により会が成立していることをご報告いたします。

では、会長、お願いいたします。

前田会長

皆さん、こんにちは。委員の皆様方には、お忙しいところ、ご出席いた

松村部長

だきましてありがとうございます。

それでは、はじめに水産振興部長さんから、ごあいさつをお願いします。

皆様、こんにちは。水産振興部長の松村でございます。第11回の海区漁業調整委員会の開催にあたりましてごあいさつを申し上げます。

委員の皆様におかれましては、年度末の何かとご多用のところ、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。本日も、前回に引き続きWEB併用の会議ということとなりますが、どうぞよろしくお願いを致します。新型コロナウイルスの感染の状況は、県内の新規感染者数はここ2日間は2桁ということで減少傾向にあります。また、全国的にも昨日から全ての都道府県でまん延防止等重点措置の適用が解除されたというような状況ではございますが、これから年度末・年度初めということで人が集まる、あるいは人が動くという時期でもございますので、引き続き基本的な感染防止対策の徹底は続けていく必要があるというふうに考えてございます。

さて本日、ご審議いただきます議案は5件と1件の報告事項がございます。まず、第1号議案は「漁業の許可又は起業の認可方針の一部改正」でございますが、小型底びき網漁業では、漁業種類の名称につきまして、昨年度に制限措置での改正を行った際に合わせて、許可方針の改正をしておくべきであったものでございますが、これを今回改正をさせていただくというものでございます。また、潜水機漁業につきましては、操業区域・操業時期についての記載に誤りがあり、これを改めるというものでございます。今回も誤りを訂正させていただき議案をお願いしますことを大変申し訳ございません。その他の三枚網漁業は、漁業者からの要望があり、新たに操業区域を追加するもの、小型定置漁業では、前回の委員会で決定をいただいた「手結地区の操業区域の変更」ということでございます。

第2号議案の「制限措置の一部変更」につきましては、三枚網漁業、潜水機漁業及び小型定置漁業につきましては、先程ご説明させていただきました第1号議案の許可方針の記載の変更に伴って、制限措置を変更するものでございます。加えて、手結地区での潜水機漁業については許可する船舶等の数の変更をお願いをするものでございます。

第3号議案は、定置漁業の免許について、土佐清水市貝の川沖でございますが、「土佐清水市貝の川沖の定置漁業の免許」につきまして、適格性の審議をいただくものでございます。第4号議案は、「定置漁業の保護区域に関する委員会指示」について、ご審議をいただくものでございます。

第5号議案は、「浦ノ内におけるあさりの採捕の承認について」でございますが、前回の委員会で決定をいただきました、委員会指示にかかる採捕承認申請に対する承認について、ご審議をいただくものでございます。

最後に報告事項といたしまして、「令和3管理年度におけるくろまぐろの漁獲可能量の変更」につきまして、ご説明させていただきます。こちらは、前回の委員会で譲り受けによります配分量の変更についての事前承認というのをご決定をお認めいただいているところでございます。こちら今回、大型魚につきまして譲り受けがありまして、3月分に配分をさせていただいたので、ご報告をさせていただくということでございます。委員の皆様にはご審議の上、適切なお意見、ご答申を賜りますようお願いを申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いを致します。

前田会長

ありがとうございました。

それでは、本日の欠席委員の報告をいたします。本日の欠席委員は、浦尻委員、問可委員、川竹委員です。

続きまして、議事録署名委員についてですが、本日の議事録署名委員は、木下委員と益本委員にお願いします。

前田会長

それでは議題に入ります。

第1号議案、「漁業の許可又は起業の認可方針の一部改正について（小型機船底びき網漁業、三枚網漁業、潜水器漁業、小型定置網漁業）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

渡邊主査

それでは、第1号議案、漁業の許可又は起業の認可方針の一部改正についてご説明いたします。資料1の1ページをお願いします。

はじめに、諮問文を朗読します。

3高漁管第1223号。高知海区漁業調整委員会様。漁業法第57条第1項の農林水産省令で定める小型機船底びき網漁業、高知県漁業調整規則第4条第1項第11号に掲げる三枚網漁業、同条第1項第12号に掲げる潜水器漁業及び同条第1項第15号に掲げる小型定置網漁業について、漁業の許可又は起業の認可方針を一部変更したいので、貴会の意見を伺います。令和4年3月18日。高知県知事濱田省司。

ここからは、座って説明させていただきます。

今回の議案は、小型底びき網漁業、三枚網漁業、潜水器漁業、小型定置網漁業の漁業の許可または起業の認可方針の改正についてお諮りするものです。これ以降の説明では、漁業の許可又は起業の認可方針について、許可方針として説明いたします。

それでは、資料の2ページをお願いいたします。各漁業につきまして許可方針を改正する理由とその内容の案について説明いたします。まず、資料の表中、1番上の行にあります小型底びき網漁業から説明します。小型

底びき網漁業は、当該漁業の漁業種類の名称について、漁業の許可及び取締等に関する省令第72条で規定されている名称のとおり改めるものです。具体的に申しますと、えびこぎ網を手繰第二種漁業（えびこぎ網）、貝けた網を手繰第三種漁業（貝けた網）に改めます。なお、制限措置については、第21期第39回の当委員会で漁業種類の名称変更について承認をいただき修正しており、本来であればこのときに許可方針も改めるべきでしたができておりませんでした。そのため、今回改めて許可方針の修正についてお諮りするものです。

続いて、資料の表中2番目の行にあります三枚網漁業ですが、こちらは高知県漁協清水統括支所所属漁業者から、土佐清水市養老地区でのいそうお三枚網漁業の操業について要望があったため、新たに同地区に操業区域を設定するものです。なお、同地区につきましては、過去にもいそうお三枚網の許可実績があり、直近では、平成30年まで知事許可に基づくいそうお三枚網の操業が行われておりました。しかし、その後は同地区において許可の更新が行われていなかったことから、昨年許可方針を定めた際には操業区域として設定されていませんでした。改正内容としましては、漁業種類「いそうお三枚網」に新たな操業区域として土佐清水市養老地区を追加し、許可等をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数その他制限措置の上限、許可の有効期間、許可等の条件を定めます。また、これに伴い、操業区域10以降の操業区域の番号を1ずつ繰り下げます。

続いて、表中上から3番目の行の潜水器漁業についてです。まず、操業区域2の沖ノ島地区の改正理由とその内容について説明します。沖ノ島地区における潜水器漁業の許可については、沖ノ島全体と姫島の一部が操業区域として設定されており、沖ノ島を操業区域2（1）、姫島を2（2）として表しています。そして、現在の許可方針では、操業区域2（2）の操業区域の記載の文末に括弧書きで「すくも湾漁協が有し、同沖ノ島支所が管理する第二種共同漁業権のうち、共第2,087号、共第2,088号及び共第2,089号の漁場区域」となっております。しかし、このうち共第2,087号と共第2,088号については、沖の島地区の共同漁業権であり、本来は2（1）の文末に記載すべき内容でした。そのため、今回の改正では、操業区域2（1）の文末に「すくも湾漁協が有し、同沖ノ島支所が管理する第二種共同漁業権のうち、共第2,087号及び共第2,088号の漁場区域」を追加し、2（2）の文末の記載を「すくも湾漁協が有し、同沖ノ島支所が管理する第二種共同漁業権のうち、共第2,089号の漁場区域」に改めます。

続いて、操業区域7の室戸岬地区についてですが、こちらは漁業時期の記載に誤りがあるためこれを改めるものです。室戸岬地区の潜水器漁業につきましては、操業区域7（1）と7（2）の二つの区域（室戸岬の南側と西側）が設定されており、それぞれの区域で漁業時期が異なっておりま

す。しかし、現在の方針では、操業区域7（1）と7（2）の漁業時期が逆になっているため、これを正しく改めます。具体的に申しますと、操業区域7（1）を「10月1日から翌年8月31日まで」、7（2）を「周年」に改めます。

続いて、操業区域3～7の野根、椎名、三津、高岡、室戸岬地区についてですが、こちらは、許可等の条件について、より分かりやすい内容となるよう文言を追加するものです。具体的に申しますと、現在許可等の条件の（ア）で定めている使用する漁具についての「顔面マスク式潜水器一式とする」という記載に、「漁具の規模及び数は」という文言を追加します。また、操業区域7の室戸岬地区については、許可等の条件の（イ）で漁獲を禁止している「あかはた」と「のみのくち」について、室戸地区での地方名称である「あかぼ」と「京柄」を追加します。

最後に、表中一番下にあります小型定置網漁業についてです。こちらは、前回の当委員会で承認をいただき新たに操業区域を追加した手結地区の小型定置網漁業について、定置網の敷設にむけて調整を進める中で、操業区域を変更する必要性が生じたため、再度当委員会にお諮りするものです。変更内容につきましては、資料14ページの新旧対照表を使って説明いたします。資料の14ページをお願いします。この資料中、（2）のカ 操業区域6が手結地区のことを表しています。今回の変更により、前回設定していた操業区域から西側に範囲が拡大します。参考資料として、本資料の一番最後の38ページに、手結地区における小型定置網漁業の操業予定区域の図を添付しております。

資料の15ページ目以降には、許可方針の一部抜粋を付けております。

今回の漁業時期及び操業区域の記載の誤りにつきましては、事務局の確認不足によるものです。大変申し訳ありませんでした。

なお、今回改正を予定している許可方針の内容は、そのほとんどが制限措置に記載されており、次の第2号議案では制限措置の変更を議案としております。

以上で事務局からの説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

前田会長

ただ今の事務局説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

前田会長

ご意見もないようでございますので、お諮りいたします。

第1号議案、「漁業の許可又は起業の認可方針の一部改正について（小型機船底びき網漁業、三枚網漁業、潜水器漁業、小型定置網漁業）」は、原案のとおり改正することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり。)

前田会長

ご異議ないようですので、第1号議案は、原案が適当であると、答申いたします。

前田会長

続きまして、第2号議案、「制限措置の一部変更について(三枚網漁業、潜水器漁業、小型定置網漁業)」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

渡邊主査

それでは、第2号議案 制限措置の一部変更についてご説明いたします。資料2の1ページをお願いします。

はじめに諮問文を朗読します。

3 高漁管第1224号。高知海区漁業調整委員会様。高知県漁業調整規則(令和2年高知県規則第73号)第4条第1項第11号に掲げる三枚網漁業、同条第1項第12号に掲げる潜水器漁業及び同条第1項第15号に掲げる小型定置網漁業について、制限措置を一部変更したいので、同規則第11条第3項の規定により諮問します。令和4年3月18日。高知県知事濱田省司。

ここからは、座って説明させていただきます。

それでは、資料2ページをお願いいたします。

本議案は主に先ほどの第1号議案で承認をいただいた内容と同じ内容をお諮りすることになりますので、重複する部分については詳しい説明を省略させていただきます。ご了承願います。

資料2ページの上から説明します。まず、9の三枚網漁業については、第1号議案でお諮りしたとおり、土佐清水市養老地区における当該漁業の操業について要望があったことから、新たに同地区における制限措置を設定するものです。

続いて、10の潜水器ですが、操業区域2と操業区域7については、第1号議案でお諮りしたとおり、それぞれ操業区域と漁業時期の記載に誤りがあったため、これを改めるものです。

そして、操業区域8の手結地区につきましては、潜水器漁業が許可方針において公示する知事許可漁業として規定されていることから、令和4年4月の許可更新にあたり、許可又は起業の認可をすべき漁業者の数として、許可方針で定めた上限の数である「9」を公示するものです。

そして、資料3ページの13 小型定置網漁業ですが、こちらも第1号議案でお諮りしたとおり、操業区域14の手結地区の操業区域を変更するものです。

なお、ただいま説明しました変更点については、資料4の18ページの

告示案のとおり告示を行います。現在、庁内の法務担当部署に告示案の内容審査を依頼しているところですので、審査の結果によっては、内容の変更を伴わない軽微な文言等の修正等が入る可能性があります。その際は事務局に一任していただきますようお願いします。

以上で事務局からの説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

前田会長

ただ今の説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

前田会長

ご意見もないようでございますので、お諮りいたします。

第2号議案、「制限措置の一部変更について（三枚網漁業、潜水器漁業、小型定置網漁業）」は、原案のとおり変更することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり。）

前田会長

ご異議ないようですので、第2号議案は、原案が適当であると、答申いたします。

前田会長

続きまして、第3号議案、「定置漁業の免許について（土佐清水市貝の川沖）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

近澤チーフ

それでは、第3号議案「定置漁業の免許について（土佐清水市貝の川沖）」についてご説明いたします。

資料の3を、お願いいたします。1枚めくっていただきまして左側、1ページ目の諮問文を読み上げます。

3高漁管第1219号。高知海区漁業調整委員会様。定置漁業の免許について、令和3年12月24日付け高知県告示第1,071号に基づき、与力水産株式会社から申請がありましたので、漁業法第70条の規定により諮問します。令和4年3月18日。高知県知事濱田省司。

ここからは、座って説明させていただきます。

資料の2ページ目は、免許の告示案でございます。本日の審議の結果、免許することが適当であるとの答申をいただきましたら、4月8日の高知県公報に掲載する予定です。

続きまして、3ページ目は、漁業権免許に関するフローです。本日の会議は、左の列の下から二つ目の「丸H委員会での審議」に該当します。丸Aから丸Jまでのアルファベット記号は、次のページの「経過」や「スケジュール」のアルファベットと対応しています。

それでは4ページ「定置漁業の免許の適格性審査資料」をご覧ください。まず一番上の白丸はこれまでの「経過」です。A令和3年10月14日付けで、知事から、当該漁場計画の設定について諮問されまして、B同月15日の海区漁業調整委員会での審議ののち、C11月29日に公聴会を開催し、引き続き開催した海区漁業調整委員会での審議を経て、D同月30日付けの文書により「諮問のとおり決定することが適当である」との答申をいただき、E12月24日の高知県公報に登載して当該漁場計画の公示を行いました。

免許の申請期間である令和4年2月18日から同年3月4日までに申請した者は、与力水産株式会社のみでした。

スケジュールとしましては、Hが本日の会議です。審議の結果、免許することが適当であるとの答申が得られましたなら、令和4年4月8日に免許する予定としております。

3番目の白丸「定置漁業の免許の欠格事由について」、ご説明いたします。定置漁業は、いわゆる経営者免許漁業で、その漁業権の内容となっている漁業を直接経営する者に対して免許することになります。

漁業法第71条には、免許をしてはならない場合の規定がございます。

1申請者が第72条に規定する適格性を有する者でないとき、2海区漁場計画の内容と異なる申請があったとき、3その申請に係る漁業と同種の漁業を内容とする漁業権の不当な集中に至るおそれがあるとき、4免許を受けようとする漁場の敷地が他人の所有に属する場合又は水面が他人の占有に係る場合において、その所有者又は占有者の同意がないときとなっております。

今回の案件では、いずれも非該当と判断しておりますが、1番の申請者が第72条に規定する適格性を有するものでないときについては、次の白丸「定置漁業の免許の適格性について」をご覧ください。漁業法第72条第1項において、定置漁業権の免許について適格性を有する者は、次のいずれにも該当しない者とされています。1漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者であること、2暴力団員等であること、3法人であって、その役員又は政令で定める使用人のうちに前2号のいずれかに該当する者があるものであること、4暴力団員等がその事業活動を支配する者であること。これらいずれにも該当しない者が適格性を有する者とされており、与力水産株式会社につきましては、いずれも非該当と判断しております。

なお、申請者の与力水産株式会社は、平成20年に設立され、県内の産地市場を中心に魚介類の仕入れ、加工、販売を行っている会社です。

最後の白丸は、「申請内容一覧」です。申請の内容は、海区漁場計画に沿った内容となっており、必要な添付資料も調っております。

次のページは、5 ページですが、参考として位置図を添付しております。最後に、6 ページは、漁場計画を公示したときの高知県公報のコピーを添付しております。

説明は以上でございます。ご審議をよろしくお願いいたします。

前田会長

ただ今の説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

前田会長

ご意見もないようでございますので、お諮りいたします。

第3号議案、「定置漁業の免許について（土佐清水市貝の川沖）」は、原案のとおり免許することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり。）

前田会長

ご異議ないようですので、第3号議案は、原案が適当であると答申いたします。

前田会長

続きまして、第4号議案、「定置漁業の保護区域に関する委員会指示について（土佐清水市貝の川沖）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

近澤チーフ

それでは、資料4をお願いします。

この委員会指示は、先ほどご審議していただきました土佐清水市貝の川沖の定置漁業に関する保護区域を設定しようとするものです。

はじめに、保護区域の考え方について、ご説明申し上げます。資料の3ページをご覧ください。

座って説明させていただきます。

まず法的根拠ですが、「1 委員会指示についての根拠法令」に載せておりますとおり、漁業法第120条第1項の規定により、海区漁業調整委員会は、必要があると認めるときは、必要な指示を行うことができる、ということが規定されております。次の「2 定置漁業の保護区域とは」、四角で囲まれたところを読み上げますと。定置漁業において、垣網や身網、錨やロープなどの施設を保全し、また定置漁業を営むことについて、できる限り支障を生じさせないための手だてとして、漁場区域及びその周辺において、当該定置漁業に著しく支障を及ぼす漁業を営んだり、魚道を遮断し、また魚群を散逸させるような行為をさせないために、海区漁業調整委員会の指示によって、そうした制限を設ける区域の範囲を保護区域として定めるものということでございます。なお、定置漁業の保護区域が、一般的に言って共同漁業権の区域内において設定さ

れることも多く、共同漁業権を持つ地元漁協などとの調整が必要な場合があるので、確認のため、保護区域設定申請書には、これら関係者の同意書を添付することとしております。そして、「3 本件定置漁業の保護区域設定申請内容」です。免許予定番号は、定第1,038号、申請者は、与力水産株式会社です。表の右端に保護区域の内容を記載してあります。前面1,300メートル、後面520メートル、沖合550メートルとなっております。これは、過去に貝ノ川大敷組合からの申請によって設定していた保護区域と、同じものです。

資料の4ページをご覧ください。イメージとしては、実線で囲んだ四角形、少しゆがんだ台形状の区域が定置漁業の免許区域です。そして、点線で囲まれた区域が保護区域となります。

なお、今回の申請書には、現在この場所で共同漁業権を持っている高知県漁業協同組合の同意書が添付されていることを申し添えます。

最後に、資料の1ページから2ページに掲載しております、高知県公報で公告する「海区漁業調整委員会指示（案）」をご覧ください。1にございます「制限」する内容については、保護区域内及び免許区域内では、当該漁業に著しく支障を及ぼす漁業を営み、又は当該漁業の魚道を遮断し、若しくは魚群を散逸させる行為をしてはならない。ただし、漁業権又は入漁権による場合はこの限りでない。としております。次の2、保護区域について、言葉にすると複雑ですが、図示すると資料の4頁で見ていただいたものになります。また、3の指示の効力としましては、定置網の身網の敷設時から身網の撤去時まで。4の指示の有効期間は、免許予定日である令和4年4月8日から漁業権の存続期間の末日である令和5年8月31日までとしております。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。ご審議をよろしく申し上げます。

前田会長

ただ今の説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

前田会長

ご意見もないようでございますので、お諮りいたします。

第4号議案、「定置漁業の保護区域に関する委員会指示について（土佐清水市貝の川沖）」は、原案のとおり委員会指示を発動することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり。）

前田会長

ご異議ないようですので、第4号議案は、原案のとおり委員会指示を発動することに決定いたします。

前田会長

続きまして、第5号議案、「浦ノ内湾におけるあさりの採捕の承認について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

渡邊主査

それでは、第5号議案「浦ノ内湾におけるあさりの採捕の承認について」、事務局から説明をさせていただきます。

本議案は、先月2月21日に開催されました当委員会において高知海区漁業調整委員会指示発動を決定した「浦ノ内湾におけるあさりの採捕について」の指示に基づき、1件の承認申請がありましたので、この申請について承認の可否をご審議いただくものです。

ここからは座って説明させていただきます。

まず、資料の6ページと7ページが「浦ノ内湾におけるあさりの採捕について」の委員会指示で、8ページ目が当該指示の区域図です。

資料6ページをお願いします。浦ノ内湾のあさりについては、平成24年以降、委員会指示によりその採捕を禁止しておりますが、資料6ページの1にありますとおり、(1)国の機関又は地方公共団体が、あさりに係る調査又は試験研究を目的として採捕する場合、(2)高知海区漁業調整委員会から採捕の承認を受けて採捕する場合については、採捕を認めることとしております。

続いて、資料9ページ、「浦ノ内湾におけるあさりの採捕の承認に関する事務取扱要領」をご覧ください。先ほどの説明の(2)高知海区漁業調整委員会から採捕の承認を受けて採捕する場合の承認の対象は、資料9ページの1に書いてありますとおり、(1)あさり資源の管理と持続的な利用に寄与する取組であり、高知県産業振興計画に位置付けられていること、(2)、(1)に準ずると認められる取組で、委員会が特に必要と認めた場合です。

浦ノ内湾のあさりについては、かつて多くの県民が潮干狩りを楽しむなど、非常に身近な存在であり、県民の皆様の関心も高い中、平成24年以降委員会指示によりその採捕を禁止していたことを踏まえ、資源への影響や公益上の支障、地域活性化や交流人口の拡大などの複数の観点から、委員会で審議し、承認の可否について決定していただくこととしています。

承認の審査についてですが、承認の申請に係る書類は、申請書、誓約書、取り組みの内容が分かる計画書、あさり採捕に係る標識の届出書、その他委員会が必要と認めた書類となっております。

それでは、資料1ページ目に戻りまして、今回提出のあった申請書類をご覧ください。資料1ページの申請書の上から説明します。まず、今回の申請者は高知県漁業協同組合です。1の採捕区域は委員会指示の区域内で、2の採捕期間は令和4年4月1日から令和5年3月31日まで、3の

採捕数量は2,400キログラム以内となっております。また、4の申請書の添付書類ですが、(1)から(3)の書類は全て提出されており、内容を確認したところ不備等ありませんでした。これらの書類につきましては、2ページ目に標識届書、3ページ目に誓約書、4ページ目に令和4年度の採捕計画を添付しております。5ページ目には、令和3年度の採捕報告書を添付しております。

それでは、資料の4ページをお願いします。こちらは、令和4年度のアサリの採捕計画です。1の取組内容について簡単に説明しますと、令和4年度は、高知県漁業協同組合と宇佐地区協議会が連携して、区域内に設定している被せ網のメンテナンス、あさりの成長を確認するためのモニタリングの実施を行うほか、被せ網下のあさりの密度管理として、被せ網下でとれたあさりの地元のイベントへの無償提供、小学生を対象とした潮干狩り体験、一般の方を対象とした保全活動体験の実施を予定しているとのこと。2には、それぞれの取組におけるあさりの採捕予定時期と採捕予定量が記載されております。

また、この取組のメンバーである宇佐地区協議会の活動内容についてまとめた資料を18ページに添付しております。この資料は、前回の委員会で水産政策課の谷主幹から説明した内容と同じものですので、説明は省略させていただきます。

今回の申請については、あさり資源の管理と持続的な利用に寄与する取組であり、高知県産業振興計画においても、戦略の柱「漁業生産の構造改革」の取組方針「漁村におけるサービス業の創出」のうち「体験漁業の振興策」として「あさりの増殖」が位置付けられていることから、承認することとしてよろしいかどうか、ご審議のほどよろしくをお願いします。

前田会長

ただ今の説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

前田会長

ご意見もないようでございますので、お諮りいたします。

第5号議案、「浦ノ内湾におけるあさりの採捕の承認について」は、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり。)

前田会長

ご異議ないようですので、第5号議案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

前田会長

議案は以上ですが、次に報告事項に移ります。

「令和3管理年度における漁獲可能量(くろまぐろ)の変更について」、

渡邊主査

事務局の説明を求めます。

それでは、報告事項 令和3管理年度における漁獲可能量（くろまぐろ）の変更について説明いたします。

ここからは座って説明させていただきます。

今回は、くろまぐろに関する令和3管理年度の漁獲可能量に係る第7回融通要望調査の結果、他県から大型魚の漁獲可能量について譲り受けがあったことから、本県の漁獲可能量を変更しましたので、これを報告するものです。

なお、「譲受」に伴う数量の変更があった場合に、当初配分量を当該譲受を反映した量に変更することについては、前回の委員会において事前に承認をいただいております。

それでは、資料の1ページをお願いいたします。

令和3管理年度の知事管理漁獲可能量（くろまぐろ）の変更について、変更理由、知事管理区分への配分方法、令和3管理年度におけるくろまぐろの漁獲量の変更経過について説明いたします。変更理由は、先ほど説明したとおり、大型魚の漁獲可能量について他県から3トンの譲受があったためです。知事管理区分への配分方法については、高知県資源管理方針の、「融通により本県に配分された漁獲可能量が増加した場合には、当該増加数量のすべてを、以下の表の割合に沿って、漁獲可能期間が終了していない月の割合の合計を分母とし、漁獲可能期間が終了していない各月の割合を分母とした係数を用いて知事管理区分に按分することとする。」という記載に基づき、漁獲可能期間が終了していない3月に今回譲り受けのあった3トンを配分します。そのため、追加配分後の漁獲可能量は、配分前の3月の漁獲可能量1.797トンに追加配分量3トンを足した4.797トンとなります。ただし、3月につきましては、1日～3日までの採捕実績（3.467トン）が3月の漁獲可能量を超えたため、4日～31日までの間、採捕停止命令が発動されております。今回の追加配分によりこの採捕停止命令は解除となりますが、実際に漁業者が3月の採捕停止命令解除後に採捕できる数量は、表1の追加配分後漁獲可能量から、3月1日～3日までの採捕実績3.467トンを差し引いた1.330トンとなります。

なお、この漁獲可能量の変更につきましては、現在、スクリーンもしくはパソコン画面に映している告示案のとおり告示しており、大型魚の採捕停止命令は本日23日から解除となっております。

また、参考として、資料6の1ページに令和3管理年度中のくろまぐろの知事管理漁獲可能量の変更経過を記載しております。

以上で事務局からの説明を終わります。

前田会長	ただ今の説明について、ご意見、ご質問はございませんか。
澳本会長代理	1点だけちょっと教えてください。 融通で3トン枠が増えるということなんですけども、他県からの融通に応じていただいた県は、この分を減らさんといかんということですよね。計画も。
渡邊主査	はい、そうですね。譲っていただいた県は、自分の県の漁獲可能性がその分減るということになります。
澳本会長代理	他県というのは、具体的には名前は言えないんですか。
渡邊主査	今、具体的にどの県からということがはっきり分からないですけども、いろいろな複数の県から、うちの県の他にも、譲り受けの要望を出した県に対して漁獲可能性が配分されているので、どの県から何トンというのは、はっきりちょっとお答えできません。
澳本会長代理	おそらく、複数がうちのような「ちょっと足りないよ」という何県かがあって、それを水産庁の方で、そういう必要のないところがありますよというのを集めて、それから後はちょっと枠が余ってますよというところの調整を水産庁がやるんですか。
渡邊主査	そうです。
澳本会長代理	余ってるところの県は枠を減らした計画をあげてください、融通された県は、その分を上乗せしてあげてくださいというような形なんですか。
渡邊主査	はい、そうです。
澳本会長代理	はい、分かりました。
西山副部長	恐れ入ります。補足でございます。 結局ですね、日本国として全体が枠が当てられてて、それを各県に振り分けてるものですから、各県でちょっとずつ余らしていくと、結果的に大きく余るようになるということで、無駄遣いといいますか、無駄になる数量が結構出てしまうというのを調整するためにですね、特に年度末については、このように水産庁の方でですね、全体のまたは提供できる枠がない

か、欲しい枠がないですかという全体の調整をやった上で、この資料の2ページにありますように、各都道府県に調整した上で配分されるということで、そういう配慮の上でのという措置ということでございますので、よろしくお願い致します。

前田会長

他にございませんか。

畠中委員

はい、ちょっとお聞きしたいのですが、まぐろの30キロ以上の漁獲について、他県から譲渡されたことで本県は増枠されると思いますが、2月、3月の東沖での大漁があり、3月にはたった2日、3日で3月の漁獲枠をストップされたということはありますが、これはよく聞きますと、室戸のはえ縄漁船ということですが、この件につきましてはえ縄漁業と定置網漁業との関係は、やはり定置網漁業はまず漁業といたしまして、どうしても魚がまわってくることで、それで漁をするという漁業ですので、現在のように国のご事情が遅れているという今年度は、そういう不漁の中に定置網漁業は、僅かなまぐろが揚がってきて、漁獲に加算されない。それを釣り漁業では一度に大量に漁を致しまして、定置網漁業はわずかな回遊した魚を獲って、それが漁獲にあげられないということですので、何らかの方法で定置網漁業と釣り漁業の案分した配分量を県の方で決めていただき、漁獲の配分方法で、少しでも定置漁業などの痛手を被らないような方法考えていただけないでしょうか。

池課長

漁業管理課でございます。

くろまぐろの漁獲管理については、平成30年度7月からですねTAC法に基づく管理となっております。現在は、畠中委員もおっしゃってましたとおり、高知県に配分された枠をですね、12ヶ月、月ごとに分けて、大型、小型それぞれの配分を12ヶ月、過去の実績に基づきまして振り分けて漁獲可能量を設定しておるということにしております。で、平成30年ですね当初、TAC法導入に基づきまして、管理していくという時にですね、漁業者の方から2つ、先程委員がおっしゃったように、漁法別、定置と釣りについてそれぞれ案分して配分してくれという声とですね、あとは地域ですね、東部、中部、西部、この地域ごとに分けて配分してくれというふうな声も聞かれておりました。この地域ごとに分けて配布してくれというのはですね、例えば10月、11月の「よこ」の時期ですとですね、東の方から魚群が見えて東で獲られる、次、中央部で獲られて、次、佐賀沖で獲られて、清水、宿毛へ回って行くというような形があったんですけども、佐賀沖辺りまで来たときにですね、再度停止命令が出まして、漁ができるにも関わらず、宿毛とか清水の方ではですね、採捕停止命令が出た

ということでですね、そういったことがないように地区割りにもやってくれるかというふうな声もありました。でですね、今、その地区割りなんかを考えますとですね、漁業種類別と考えますと、今、大型のくろまぐろでしたらですね30キロ以上、本県の割り当てが当初は15トンぐらいしかございません。それをですね、月別に分けてですね、あるいは地域ごとに分けていくとひと月の配分量がごく少ない月が出てくる。下手したらですね、場所によって漁法によっては、配分量がないようなことが出てくる恐れがございます。それとですね、高知県のようにですね東西に長い海岸線を持ってますと、どのようなまぐろがどのように来遊してくるか分からないということですねそうやって細かく配分していくとですね、取り残しができたり、東の方では獲れても西側は獲れないとかですね、そういったことが発生していくと、先ほど西山副部長も説明しておりましたとおり、取り残し枠の余りができてくるということですね、今のところですね、月ごとに分けるだけで漁法とか地域別に分けるということはせずにですね、そのまま漁法と地区を分けずに漁獲しているというのがですね、今のところベストじゃないかというふうには考えているところでございます。ですけどもですね、畠中委員がおっしゃってましたとおり、漁種別に分けるとか、あと地域別に分けるというのはですね、他県でも取り組まれているようなことでありますので、管理課としましてはこれからのメリット・デメリットですね、それぞれの手法によってメリット・デメリットがあると思いますので、そちらの方ですねを検証しながら、あと他県の事例もですね、研究しながらですね、導入についてはですねこれから勉強していきたいと言いか、検討していきたいというふうに考えております。

前田会長

はい、畠中委員、どうでしょうか。

畠中委員

私の方はそのようなことを検討していくということを考えていってもらいたいと思います。

前田会長

はい、ちょっと提案ですけど、部会の方があるんで、部会の方でそういう検討会というものを開いてもらいたいです。定置の部会、あと沿岸の部会。ひととおり管理課の方で集められた資料を元にまた練ってもらいたいと。

池課長

こちらの方はですね、定置の漁業者の方の声も聞く必要があると思いますし、あと沿岸漁業の一本釣りとかひき網とかの一般の釣りの方の声も聞いていくという必要があると思いますので、そちらの皆さんの意見を聞きながらですね検討していきたいというふうに考えてます。

畠中委員 　ただ今の説明ではまだはっきりしたことが聞かれてないですが、今度、今回の室戸の2隻の漁船が県外へ水揚げした漁獲量についての話を聞きたいですが、どうでしょうか。その経過と。

池課長 　申し訳ございません。細かい何月何日に何トン水揚げしたという細かい情報は、今ちょっと持ち合わせておりません。で、ざっくり言いますと、2月にですね、東京のですね、八丈島周辺ではえ縄漁船がですね水揚げをしたということで、それが2、3日遅れてですね、高知県の方に情報として入ってきてですね、採捕停止命令を出すに至ったというところでございます。

前田会長 　畠中委員どうですか。今の説明でいいですか。

畠中委員 　ちょっと具体的に分かりかねますが、他の定置のほうの方、意見があったら質問していただきたいと思います。

木下委員 　前回の委員会でもその話が出て、獲り勝ちみたいな感じになるがですね。ほんで定置も実績で枠を分けてもらいたいということが、この前の理事会で話があったがですよ。さっきも畠中さんが言ったように、定置の枠を何らかの形で作ってもらいたいなと思っております。どうでしょう、池課長。

池課長 　先程も申し上げましたとおりですね、定置枠・釣り枠、あるいは東・西・真ん中に分けて配分するというのもひとつの手法だと考えてます。メリット・デメリットをそれぞれございますので、他県の情報とかも勉強しながら、その可能性については検討していきたいというふうに考えております。

木下委員 　定置で言うたら西も東も中も分けんと、定置の枠でなんぼかくれた方がええがではないかと。東も西もないと思うがですよ、どうも枠も少ないきよね。

池課長 　定置の方は、そういうご意見だと思いますけども、釣りの方はやっぱり東・中・西と分けてくれというふうな声もあろうかと思っておりますので、定置の方の声も聞きますし、あと釣りのほうの方々の声も聞きながら考えていきたいと思っております。

前田会長

他にどなたか発言がされたい方は、いいですか。

前田会長

では、他にないようでしたら終わりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、これをもちまして、第11回高知海区漁業調整委員会を閉会といたします。委員の皆様、どうもありがとうございました。

(閉会)

本書は、第22期第11回高知海区漁業調整委員会の議事録に相違ありません。

議 長 前田 浩志

議事録署名委員 木下 清

議事録署名委員 益本 俊郎
